

報告事項 2

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和８年度第２回）

について

このことについて、令和８年７月２２日に愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議を開催し、諮問事項についてまとめを得ましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和８年８月６日

高等学校教育課

令和８年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

ま と め

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

「特色選抜」の在り方については、次のとおりとする。

- 1 実施できる高等学校・学科及び出願資格については、次のとおりとする。
 - (1) 実施できる高等学校・学科については、すべての高等学校・学科とする。
 - (2) 出願資格については、当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し、学習する強い意欲を有する者のうち、当該高等学校長が次のアからウまでの中からあらかじめ選択した一つ又は二つ若しくは全てについて、そのいずれかを満たす者とする。
 - ア 当該高等学校・学科の教育内容に関連する明確な進路目標を有する者
 - イ 当該高等学校・学科の教育内容に関連する分野で優れた能力又は顕著な実績を有する者
 - ウ 当該高等学校の地域に根差した特色ある取組を理解し、学んだ内容を基に地域社会に貢献する意志を有する者
- 2 入学検査については、次のとおりとする。
 - (1) 面接、作文、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長が定めるいずれか一つ又は二つを行う。
 - (2) (1)のほか、高等学校長は基礎学力検査を行うことができる。
- 3 その他の事項については、現行のとおりとする。
- 4 実施時期については、令和１０年度入学者選抜からとする。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和８年度第２回）について

本年度の諮問事項について、以下のとおりまとめが得られた。

○ 諮問事項

「特色選抜」の在り方について

<諮問理由>

２０２０（令和２）年１月に開催された本協議会議のまとめを受け、同年６月に「愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置した。同年１１月には、全日制課程における新たな入学者選抜制度の大枠として、一般選抜において２校への志願を可能とする仕組みを維持しつつ、学力検査は１回とするとともに、高等学校・学科の特色を生かした新たな選抜方法として「特色選抜」を設けることなどが検討会議において示された。具体的な選抜方法を定めるため、２０２１（令和３）年の本協議会議において協議を行い、その結果、「特色選抜」については、実施時期を「推薦選抜」と同時期の２月上旬とするとともに、実施可能な高等学校・学科について、職業学科や専門学科、総合学科に加えコースの設置やSSHなど特色ある教育課程を有する普通科や、地域貢献を特色とする高等学校と定め、高等学校長が実施の有無を判断できることとした。また、入学検査については、志願者全員に面接を実施することとし、これに加えて、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション及び特別検査のうちから高等学校長が定めるいずれか一つを行うこととした。

協議の結果を踏まえ、「特色選抜」は２０２３（令和５）年度入学者選抜から実施し、２０２６（令和８）年度入学者選抜まで４回実施したところである。現在、志願者及び中学校に浸透し、志願者の興味・関心や得意分野を生かした受検機会として認識が広がっている。

一方で、職業学科では多くの学校が実施しているのに対し、普通科では実施校が限られており、志願者が選択できる機会に差が生じている。また、入学検査の内容と実施校が示している特色に差異があるとの誤解を志願者に与えている状況が一部で生じている。

このような状況から、それぞれの高等学校の特色がより生かされ、志願者にとって選択肢がさらに広がる選抜となるよう、「特色選抜」の在り方について、改めて協議する必要がある。

<まとめ>

「特色選抜」の在り方については、次のとおりとする。

- １ 実施できる高等学校・学科及び出願資格については、次のとおりとする。
 - （１）実施できる高等学校・学科については、すべての高等学校・学科とする。
 - （２）出願資格については、当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し、学習する強い意欲を有する者のうち、当該高等学校長が次のアからウまでのなか

らあらかじめ選択した一つ又は二つ若しくは全てについて、そのいずれかを満たす者とする。

ア 当該高等学校・学科の教育内容に関連する明確な進路目標を有する者

イ 当該高等学校・学科の教育内容に関連する分野で優れた能力又は顕著な実績を有する者

ウ 当該高等学校の地域に根差した特色ある取組を理解し、学んだ内容を基に地域社会に貢献する意志を有する者

2 入学検査については、次のとおりとする。

(1) 面接、作文、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長が定めるいずれか一つ又は二つを行う。

(2) (1)のほか、高等学校長は基礎学力検査を行うことができる。

3 その他の事項については、現行のとおりとする。

4 実施時期については、令和10年度入学者選抜からとする。

<解 説>

(現行制度について)

1 本県では、高等学校・学科の特色を生かした新たな選抜方法として、2023（令和5）年度入学者選抜から「特色選抜」を実施している。

2 「特色選抜」を実施可能な高等学校・学科及び出願資格について、職業学科や専門学科、総合学科に加え、コースを設置している又はSSHなど特色ある教育課程を有する普通科や、地域貢献を特色とする高等学校と定め、高等学校長が実施の有無を定めている。また、入学検査については、志願者全員に面接を行い、この他、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長の定めるいずれか一つを実施している。

(実施できる高等学校・学科及び出願資格)

3 現行制度では、普通科が実施するためには、コースを設置していることやSSHなど特色ある教育課程を有することが条件となっている。このため、多くの普通科においては、「特色選抜」を実施しにくい状況が生じている。また、コースを設置していても、その内容によっては、中学校段階の学びの中で、コースに関連した能力や実績を示すことが難しい場合もある。

4 そこで、より多くの高等学校・学科がそれぞれの特色を生かした選抜を実施できるようにするとともに、志願者が自らの興味・関心や得意分野に応じて進路を選択できる機会を拡充するため、「特色選抜」を実施できる高等学校・学科をすべての高等学校・学科とすることが望ましい。

5 また、出願資格については、当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し、学習する強い意欲を有する者のうち、当該高等学校・学科の教育内容に関連する明確な進

路目標を有する者、当該高等学校・学科の教育内容に関連する分野で優れた能力又は顕著な実績を有する者、当該高等学校の地域に根差した特色ある取組を理解し、学んだ内容を基に地域社会に貢献する意志を有する者から、当該高等学校長があらかじめ選択した一つ又は二つ若しくは全てについて、そのいずれかを満たす者とするのが望ましい。

（入学検査）

- 6 「特色選抜」の入学検査は、特色ある教育内容への適性や意欲、関連する能力・実績等を多面的に評価する選抜として実施している。その一方で、基礎学力検査については、その実施意図が志願者にとってわかりにくいという意見がある。
- 7 また、プレゼンテーションを入学検査として選択している高等学校からは、面接との違いや評価の観点について志願者に対して明確に示すことが難しいとの意見が出されており、実施上の課題となっている。
- 8 そこで、「特色選抜」の入学検査としての趣旨を分かりやすくするとともに、実施上の課題を解消するため、面接、作文、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長が定めるいずれか一つ又は二つを行うことができることが望ましい。
- 9 なお、基礎学力検査は、入学者選抜にあたり、志願者が当該高等学校・学科の教育課程を履修するために必要な学力を有しているかを判断する検査として必要な場合もあるため、あらかじめ高等学校長が選択する入学検査とは別に、当該高等学校長が必要に応じて基礎学力検査の実施の有無を選択できることが望ましい。

（実施時期）

- 10 選抜制度の変更に当たっては、高等学校において、改めて「特色選抜」の実施の有無や具体的な実施方法について検討や準備を行う期間が必要であることに加え、志願者、保護者及び中学校へ新たな制度について周知を図る必要がある。このため、現在の中学校2年生が受検する2028（令和10）年度入学者選抜から実施することとした。

諮問事項

「特色選抜」の在り方について

1 実施できる高等学校・学科及び出願資格

現 行

タイプ		実施可能な学校・学科	出願することのできる生徒
(1)		農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉に関する学科	当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し、その教育内容に関連する 明確な進路目標 と当該高等学校・学科で学習する 強い意欲 を有する者
(2)	①	理数、体育、外国語、国際関係に関する学科	自然科学、人文・社会科学、スポーツなど特定の分野で 優れた能力 と 顕著な実績 を有する者
	②	総合学科	
	③	コースを設置する普通科	
	④	特色ある教育課程を有する普通科	
(3)		地域に根差し、地域貢献を特色とする高等学校	当該高等学校で学習する 強い意欲 と 地域社会に貢献する意志 を有する者

まとめ

実施できる高等学校・学科

すべての高等学校・学科

出願資格

当該高等学校・学科の**特色ある教育内容を理解し**、学習する**強い意欲**を有する者のうち、当該高等学校長が次のアからウまでの中からあらかじめ選択した一つ又は二つ若しくは全てについて、そのいずれかを満たす者

ア 当該高等学校・学科の教育内容に関連する**明確な進路目標**を有する者

イ 当該高等学校・学科の教育内容に関連する分野で**優れた能力**又は**顕著な実績**を有する者

ウ 当該高等学校の地域に根差した**特色ある取組**を理解し、学んだ内容を基に**地域社会に貢献する意志**を有する者

2 入学検査

現 行

- (1) 入学志願者全員に対し、面接を行う。
- (2) (1)のほか、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長の定めるいずれか一つを行う。

まとめ

- (1) 面接、作文、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長が定めるいずれか一つ又は二つを行う。
- (2) (1)のほか、高等学校長は基礎学力検査を行うことができる。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者

第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。会議を公開する際の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から実施する。

令和８年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議
委員 名簿(順不同・敬称略)

◎愛知教育大学教育学部数学教育講座名誉教授	飯 島 康 之
○日本福祉大学国際学部国際学科教授	米 津 明 彦
愛知教育大学教育学部情報教育講座教授	梅 田 恭 子
愛知教育大学教育学部学校教育講座准教授	石 嶺 ちづる
名古屋大学教育連携基盤本部特任准教授	橘 春 菜
名工学園理事長	林 文 敏
トヨタ自動車株式会社人材開発部採用・計画室 技能系採用グループ長	後 藤 幸 治
名古屋銀行人材開発部人事グループ係長	伊 藤 奈々代
愛知県地域婦人団体連絡協議会副会長	鈴 木 みどり
愛知県公立高等学校PTA連合会長	伊豫田 英 貴
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	竹 下 修 平
名古屋市教育委員会教育支援部長	杉 山 美津夫
北名古屋市教育委員会教育長	松 村 光 洋
田原市教育委員会教育長	伊 藤 正 徳
愛知県立明和高等学校長	栗 木 晴 久
愛知県立岡崎高等学校長	山 脇 正 成
名古屋市立菊里高等学校長	久木田 隆 宏
愛知県立豊丘高等学校長	牧 野 美 和
長久手市立北小学校長	加 藤 広 也
名古屋市立東桜小学校長	加 賀 幸 一
武豊町立武豊中学校長	鈴 木 和 久
名古屋市立若葉中学校長	二 階 亮
愛知県立豊田南高等学校教諭	堀 直 予
名古屋市立工芸高等学校教諭	加 藤 司
東海市立名和小学校教諭	林 泰 弘
名古屋市立植田北小学校教諭	森 義 裕

◎は議長、○は副議長